

2. 理事辞任に伴う後任者選任の件

定款一部抜粋

(役員配置)

第18条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 40名以上80名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、10名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

(役員選任等)

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

公益社団法人郡山法人会役員<理事>候補者(案)

役職	事業所名	氏名
理事	ALSOK福島株式会社	高橋 賢
〃	株式会社大東銀行	竹林 亮
〃	株式会社ニノテック	石田 旭